

# 果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策）

【令和4年度予算額 5,102（5,102）百万円】

## <対策のポイント>

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形、優良品目・品種への改植・新植等を支援します。さらに、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、まとまった面積で実施する、省力樹形・機械作業体系の導入、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。また、加工原料用向けの有機果樹導入に向けた取組を新たに支援します。

## <事業目標>

果実の生産量の拡大（283万トン〔平成30年度〕→308万トン〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 優良品目・品種、省力樹形の導入支援

優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。特に、平坦で作業性の良い水田等への新植、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。

<改植（括弧内は新植）の支援単価の例>

品目	慣行栽培	省力樹形栽培		未収益期間対策 (幼木管理経費)  5.5万円/10a × 4年分  (品目共通)
かんきつ	23 (21) 万円/10a	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)		
りんご	17 (15) 万円/10a	53 (52) 万円/10a (高密度低樹高栽培)	73 (71) 万円/10a (超高密植栽培)	
なし	17 (15) 万円/10a	33 (32) 万円/10a (ジョイント栽培)		

### 2. 労働生産性を抜本的に高めた果樹のモデル産地育成

一定規模以上（2ha以上（基盤整備を行う場合は5ha以上））での水田の樹園地転換や既存産地の改良と併せて、次の取組に要する経費を支援します。

- ① 小規模園地整備（土壌・土層改良・園内道の整備等）
- ② 改植・新植、それに伴う幼木の管理（省力樹形の導入等）
- ③ 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組（最大51万円/10a）
- ④ 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

### 1. 省力樹形の導入支援

#### 省力樹形の特長

- ・ 小さな木を密植して、直線的に配列するため、作業動線が単純で効率的。
- ・ 密植することで、高収量化が可能。
- ・ 日当たりが均一となり、品質が揃いやすい。
- ・ 成木までの期間が短いことから、早期成園化が可能。

<省力樹形の例>

根域制限栽培(みかんの例)



密植・受光体勢の最適化で慣行比2倍以上の単位収量

超高密植栽培(りんごの例)



密植・受光体勢の最適化で慣行比1.7倍以上の単位収量

ジョイント栽培(なしの例)



従来の棚栽培と比較して剪定作業時間40%短縮

### 2. 果樹のモデル産地育成



## <事業の流れ>



# ① 果樹経営支援等対策事業

【令和4年度予算額 5,102（5,102）百万円の内数】

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、産地計画に位置付けられた担い手等を対象として**優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等**の取組を支援します。

特に、**平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進**します。

## 果樹経営支援対策事業（整備事業）

### 1. 改植・新植支援

優良品目・品種への改植・新植を支援。

特に、**平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進**。

#### （1）改植（新植）支援単価 （※補助対象となる植栽密度を別途設定）

##### ① 慣行樹形等

みかん等のかんきつ類	23(21)万円/10a
りんご等の主要果樹	17(15)万円/10a
りんごのわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33(32)万円/10a
上記のいずれにも該当しない改植・新植	補助率1/2以内

##### ② 省力樹形

超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）	73(71)万円/10a
高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）	53(52)万円/10a
根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）	111(108)万円/10a
根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）	100(99)万円/10a
ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）	33(32)万円/10a
朝日ロンバス方式（りんご）	33(32)万円/10a
V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等）	73(71)万円/10a
上記のいずれにも該当しない改植・新植	補助率1/2以内

（省力樹形の例）



りんごの超高密植(トールスピンドル)栽培(慣行比1.7倍以上の単位収量)

#### （2）面積要件 改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

### 2. 小規模園地整備等 生産性の高い園地づくりに向けた取組を支援。

（1）補助対象となる取組 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、

（2）補助率 1/2以内 用水・かん水施設の設置、排水路の整備等

（3）面積要件 受益面積が地続きで概ね10a以上  
（土壌・土層改良は地続きで概ね2a以上）

### 3. 設備の導入支援

防風ネット（多目的防災網も対象）、防霜ファン、モルレル等の設置を支援。

（1）補助率 1/2以内

（2）面積要件 受益面積が地続きで概ね10a以上



防風ネットの設置

### 4. 放任園地の発生防止対策

作業条件の悪い園地や、病害虫による被害等の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

（1）支援単価 みかん等のかんきつ類 10万円/10a  
りんご等の主要果樹 8万円/10a その他の果樹は  
補助率1/2以内

（2）面積要件 地続きで概ね2a以上

## 果樹未収益期間支援事業

改植・新植後の農薬代・肥料代等の幼木の管理経費を支援。

支援単価 22万円/10a

（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付）

### <事業の流れ>



＜対策のポイント＞

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地への転換や中山間地等の既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞

果実の生産量の拡大（283万トン〔平成30年度〕→308万トン〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

一定規模以上（2ha以上（基盤整備を行う場合は5ha以上））で省力樹形を導入する場合、それに必要となる次の取組を総合的に支援します。  
 （果樹農業生産力増強総合対策及び農地耕作条件改善事業により支援。  
 水田に新植する場合は、さらに水田活用の直接支払交付金により支援。）

1. 新産地育成型（水田等への果樹の新植）

（1）早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
  - ② 省力技術研修：3万円/10a
- 最大23万円/10a※

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて最大40.5万円/10aを支援。(※上記の23万円/10aから10万円/10aを控除)

- a.高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間
- b.高収益作物畑地化支援：17.5万円/10a

（2）機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

2. 既存産地改良型（中山間地等の既存産地の基盤整備後の改植）

（1）早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
  - ② 代替農地での営農：28万円/10a
  - ③ 省力技術研修：3万円/10a
- 最大51万円/10a

（2）機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 新産地育成型



2. 既存産地改良型



【お問い合わせ先】生産局果樹・茶グループ（03-3502-5957）

# 果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策）

## <未来型果樹農業等推進条件整備 新産地育成型>

平坦で作業性の良い水田の活用により果樹の新産地を育成し、果樹の生産拡大・輸出拡大を実現するため、基盤整備による水田の樹園地への転換を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

### 現状

- 水田の高収益化
  - 果樹農業における
    - ・ 労働生産性の向上
    - ・ 新産地の育成による生産拡大・輸出拡大
- が必要

### 未来型果樹農業等への転換

平坦で作業性の良い水田における、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の育成



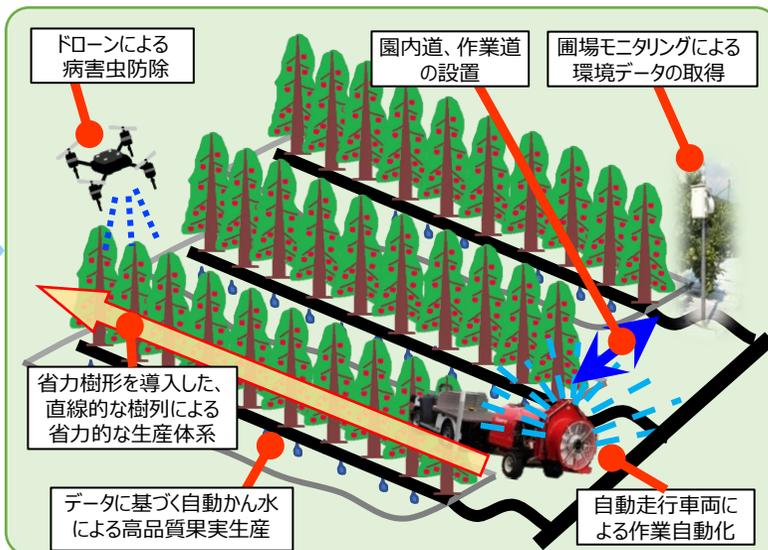
水田

樹園地転換・新植

早期成園化の取組



大苗の育成（りんごのフェザー苗）



### 1. 支援対象者

果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手、法人化した経営体、農業者の組織する団体、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

### 2. 面積規模要件

新植を行う面積が概ね2ha以上（公共事業による基盤整備を実施する場合は5ha以上）※地続き・同一品目であることを要しない。

### 3. 補助対象となる取組・補助率

（省力樹形の例）

#### (1) 小規模園地整備（大規模な場合は公共事業）

排水路の整備、土壌・土層改良等  
補助率：1/2以内

#### (2) 省力樹形<sup>\*</sup>の導入（新植）

※ 慣行樹形を作業道に沿って整列して植栽する等、機械化の容易な樹形（整列樹形）を含む。  
補助率：定額（面積当たり1/2相当）

#### (3) 新植後の未収益期間の幼木管理

補助率：定額（22万円/10a  
（=5.5万円/10a×4年分））

#### (4) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
  - ② 省力技術研修：3万円/10a
- 最大23万円/10a<sup>\*</sup>

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて最大40.5万円/10aを支援（※10万円/10aを控除）。

- a. 高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間
- b. 高収益作物畑地化支援：17.5万円/10a

#### (5) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

補助率：1/2以内



りんごの超高密植（トールスピンドル）栽培（収量慣行比1.7倍以上）

### <事業の流れ>



果樹生産者（担い手）、法人化した経営体、農業者の組織する団体等

果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策）

＜未来型果樹農業等推進条件整備 既存産地改良型＞

中山間地等の既存産地における果樹の省力生産・輸出拡大を実現するため、基盤整備による園地条件の改善を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

現状：小規模な個別経営



未来型果樹農業等への転換

基盤整備や園地集積を通じた  
栽培条件の改善による  
労働生産性を抜本的に高めた  
モデル産地の育成

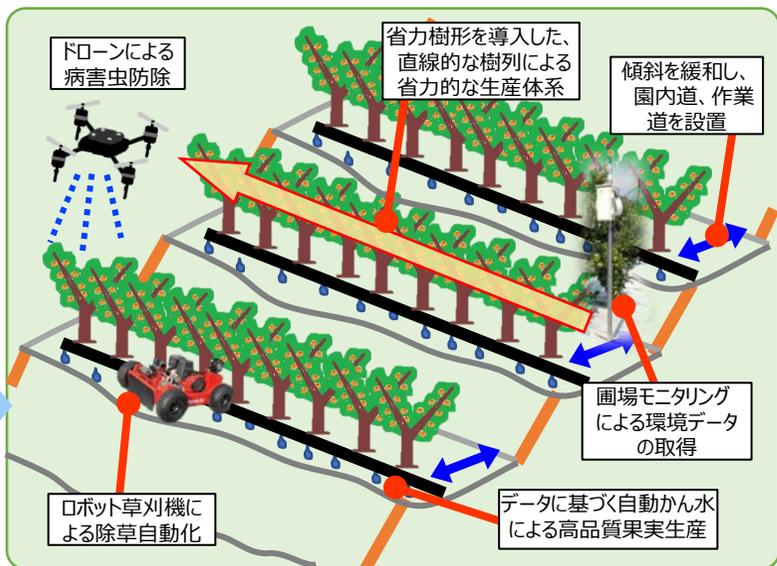


園地集積・  
基盤整備  
改植

早期成園化の取組



大苗の育成  
(かんきつ)



1. 支援対象者  
果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手、法人化した経営体、農業者の組織する団体、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体 等
2. 面積規模要件  
改植を行う面積が概ね2ha以上（公共事業による基盤整備を実施する場合は5ha以上）※地続き・同一品目であることを要しない。

3. 補助対象となる取組・補助率  
(1) 小規模園地整備（大規模な場合は公共事業）  
排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和等  
補助率：1/2以内

(省力樹形の例)



みかんの根域制限栽培  
(収量慣行比2倍以上)

- (2) 省力樹形<sup>\*</sup>の導入（改植）  
※ 慣行樹形を作業道に沿って整列して植栽する等、機械化の容易な樹形（整列樹形）を含む。  
補助率：定額（面積当たり1/2相当）
- (3) 改植後の未収益期間の幼木管理  
補助率：定額（22万円/10a  
（＝5.5万円/10a×4年分））

- (4) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組
 

① 大苗の育成	: 20万円/10a	} 最大51万円/10a
② 代替農地での営農	: 28万円/10a	
③ 省力技術研修	: 3万円/10a	



(経営の継続の取組)  
代替農地での営農  
(例) 施設ほうれんそう作



(経営の発展の取組)  
省力技術研修

- (5) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等  
補助率：1/2以内



# 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和3年度補正予算額 31,000百万円】

## <対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等**を支援します。

## <事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 農業の国際競争力の強化

### 輸出等の新市場の獲得

### 産地の収益性の向上

#### 新たな生産・供給体制

農業者と協業する輸出事業者等による貯蔵・加工等の拠点整備、産地の生産・出荷体制の整備

輸出拡大や国内需要の変化に対応した高い労働生産性や、需要に応じた品質の安定生産が実現可能な産地づくりを支援



拠点事業者の貯蔵・加工施設



果樹・茶の改植や新樹形導入



#### 収益力強化への計画的な取組



農業機械のリース導入・取得



生産資材の導入



ヒートポンプ等のリース導入・取得



施設整備

優先枠の設定  
・スマート農業推進枠【20億円】  
・施設園芸エネルギー転換枠【10億円】  
・持続的畑作確立枠【6億円】

優先枠の設定  
・中山間地域の体制整備【40億円】  
・農産物輸出に向けた体制整備【10億円】



継承ハウス、園地の再整備・改修

#### 生産基盤の強化



家畜排せつ物由来堆肥等を活用した土づくり

### 1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**  
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備**、拠点事業者と連携する**産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**  
果樹、野菜、花き、茶について、**需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

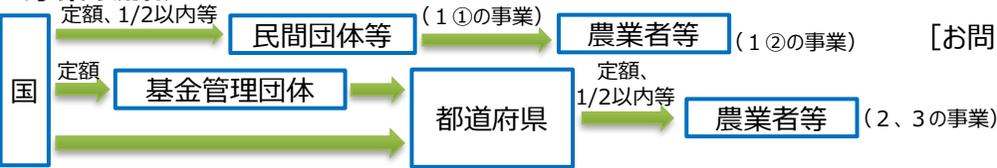
### 2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、**燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

### 3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**  
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**  
全国的な土づくりの展開を図るため、**家畜排せつ物由来堆肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)  
(1②、3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)  
(1②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)  
(3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)